

令和元(2019)年度  
第3回栃木県公共事業評価委員会

会議結果の概要

栃木県公共事業評価委員会

令和元(2019)年度 第3回栃木県公共事業評価委員会  
会議結果概要

1 日 時 令和元(2019)年11月20日(水曜) 9:30~11:00

2 場 所 栃木県公館 大会議室

3 出席者 池田 裕一(宇都宮大学 地域デザイン科学部教授)  
梅澤 啓子(栃木県女性団体連絡協議会 副会長)  
大澤 和敏(宇都宮大学 農学部准教授)  
末武 義彦(足利大学 副学長兼工学部長)

[敬称略・50音順]

4 議事案件

栃木県県土整備部所管事業の事前評価について(報告案件)

- (1) 道路事業 8件
- (2) 街路事業 1件
- (3) 河川事業 1件 計10件

## 5 議 事

ア) 一般国道 294 号 二宮拡幅

イ) 一般国道 400 号 新富町

ウ) 一般国道 121 号 文挾バイパス

### 【栃木県】

道路事業の自己評価書（資料 1-1～1-3）により説明。

以下、助言、質疑等。

### 【委員長】

道路事業 8 件のうち、まずは 3 件について報告がありました。審議ではなく報告になりますので、事業を進めていく上での助言等ありましたらお願いします。

### 【委員】

自己評価書の「事業コスト等の縮減等の可能性」欄において、「再生材の利用」との記載がありますが、再生材とはどのようなもので、どのような場所に利用されるのか教えてください。

### 【栃木県】

路盤材料としてコンクリートを破砕した再生骨材を、舗装材料として再生アスファルトの利用を計画しています。

### 【委員】

わかりました。

### 【委員】

「一般国道 400 号 新富町」について、河川事業と同時期に工事を行うとの説明がありましたが、道路事業として橋を架けるということなのでしょうか。

### 【栃木県】

河川事業と一体となって整備をするということで、河川事業と道路事業で費用負担を行っています。原因者負担として、川幅を広げることで橋長が長くなる部分は河川事業による費用負担、幅員を広げることについては道路事業による費用負担として、負担割合を決めながら実施しています。

エ) 一般国道 293 号 仁神堂工区

オ) 一般国道 352 号 大師町工区

カ) 一般県道佐野太田線 福居町工区

**【栃木県】**

道路事業の自己評価書（資料 1－4～1－6）により説明。

以下、助言、質疑等。

**【委員】**

「一般国道 293 号 仁神堂工区」について、仁神堂橋を架け替えるとの説明でしたが、これは橋を高くするのでしょうか。

**【栃木県】**

はい。縦断的に凹んでいるので、1.0m 程度高くする計画としています。橋梁についても、2 径間を 1 径間とすることで橋脚を無くすことで河川断面を確保する計画としています。

**【委員】**

わかりました。

キ) 一般県道板荷玉田線 辺釣工区

ク) 一般県道豊原高久線 高久駅前工区

**【栃木県】**

道路事業の自己評価書（資料 1－4～1－6）により説明。

以下、助言、質疑等。

**【委員】**

自己評価書「財源内訳」の記載内容で、国費 50%・県費 50%との記載がありますが、他の箇所では、55%・45%となっている箇所もあります。どのようにして、国費と県費の負担割合が決まるのでしょうか。

**【栃木県】**

事業実施については、国の国庫補助事業もしくは交付金事業を想定して事業実施を考えており、国の制度の中で補助率が 55%のもの、50%のものがあります。

**【委員】**

わかりました。もう一点、自己評価書「事業コストの縮減等」において、「側溝を無蓋化することにより蓋版補修等の維持管理コストの縮減を図る」との記載がございましたが、蓋をしないことで落ち葉が溜まるなどして、かえって、側溝清掃などの作業が必要となるのではないのでしょうか。清掃作業の方が蓋の補修に比べてコストが安価ということなのではないのでしょうか。

**【栃木県】**

無蓋化といっても、中が丸く空洞となっている円形側溝を使用することとされています。清掃については、ジェット噴射で一定区間毎に設けている柵に堆積した土砂を集めて除去することとなりますので、1枚1枚、蓋を外しながら清掃するよりも効率的となります。

**【委員】**

わかりました。

ケ) 都市計画道路 3・3・3 号野崎こ線橋通り外 1 路線 野崎工区

コ) 一級河川姥川 高松町工区

**【栃木県】**

道路事業の自己評価書（資料 2－1、3－1）により説明。

以下、助言、質疑等。

**【委員】**

「一級河川姥川 高松町工区」について、「間接被害軽減額」との説明がありました。今回の台風第 19 号による災害で発生した災害ごみの処分費用についても、「間接被害軽減額」の中に含まれているのでしょうか。

**【栃木県】**

清掃による費用や、応急修理に要する費用を「間接被害額」として定義しております。

**【委員】**

わかりました。

**とりまとめ**

**【委員長】**

他に御意見等がありますか。特に無いようですので、県土整備部による自己評価書の報告は以上とします。

以 上